

年金生活者支援 給付金制度について



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です！

ご案内や事務手続きは年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方	○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている必要があります	
<input checked="" type="checkbox"/> 65歳以上	<input checked="" type="checkbox"/> 前年の所得額が約472万円以下（扶養親族がない場合） ※扶養親族がいる場合上記の所得上限額が変わります
<input checked="" type="checkbox"/> 世帯員全員の市町村民税が非課税	
<input checked="" type="checkbox"/> 年金収入額とその他の所得額の合計額が約88万円以下	

■請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封されているハガキを記入し提出してください。（令和7年1月6日までに手続きが完了すると、令和6年10月からさかのぼって受け取り可能です！）

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きをしてください。

◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください◆

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、こちら↓

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金

検索

老齢基礎年金は繰上げ、繰下げ受給も可能です！

年金は、自分で年金を受けるための手続き（年金請求）を行わなければ受け取れません。

老齢基礎年金の支給は原則65歳からとなっていますが、希望すれば60歳から繰り上げ、または、逆に75歳まで繰り下げて請求することもできます。

繰上げ受給

60歳から65歳になるまでの間に請求することができます。ただし、繰上げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて、本来の受給開始日までの月数ごとに0.4%（または0.5%）減額され（たとえば、60歳時点では24%～30%減額されます）、その減額率は生涯変わりません。減額された年金は、繰上げ請求した月の翌月分から受け取れます。

繰下げ受給

66歳から75歳（昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳）になるまでの間に請求することができます。繰下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて、受給権発生年月日から繰下げした月数ごとに0.7%増額され（たとえば、70歳時点では42%、75歳時点では84%増額されます）、その増額率は生涯変わりません。また、増額された年金は、繰下げ請求した月の翌月分から受け取れます。

◎請求時の注意点等、詳細や不明な点については、年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

～国民年金保険料は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

- ・町民課 戸籍医療年金係（TEL 2-2453）
- ・函館年金事務所お客様相談室（TEL 0138-31-9086）※音声案内1→2